

## 【 議院運営委員会 】

### (1) 審議概観

第150回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出2件であり、1件を可決、1件を修正議決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

#### 〔法律案の審査等〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて国会議員の秘書の勤勉手当の額を改定しようとするものである。

本法律案は、10月31日に衆議院から提出、11月10日、本委員会に付託され、同14日に多数をもって可決された。

国会法の一部を改正する法律案は、平成13年1月の中央省庁再編に伴い、衆議院の常任委員会を再編しようとするものである。

本法律案は、11月21日に衆議院から提出、同27日、本委員会に付託された。

委員会においては、同29日に参議院の常任委員会の再編を内容とする修正案が提出され、採決の結果、全会一致をもって修正議決された。また同日、国会法改正による常任委員会の再編に伴いその委員数及び所管等を規定する参議院規則の一部を改正する規則案について、委員会の審査を省略し、本会議に上程することを決定した。

### (2) 委員会経過

#### ○平成12年9月21日（木）（第1回）

一、法務委員長、外交・防衛委員長、文教・科学委員長、国民福祉委員長、農林水産委員長、経済・産業委員長、国土・環境委員長、予算委員長、決算委員長及び行政監視委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会及び選挙制度に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

#### 災害対策特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、社会民主党・護憲連合及び無所属の会1人 計20人

#### 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会4人、公明党3人、日本共産党2人、社会民主党・護憲連合及び無所属の会各1人 計20人

#### 国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党・保守党9人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、社会民主党・護憲連合及び無所属の会各1人 計20人

#### 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党・保守党21人、民主党・新緑風会11人、公明党及び日本共産党各4人、社会民主党・護憲連合及び自由党各2人、二院クラブ・自由連合1人 計45人

## 選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・保守党16人、民主党・新緑風会 8人、公明党及び日本共産党各 3人、社会民主党・護憲連合 2人、無所属の会、自由党及び二院クラブ・自由連合各 1人 計35人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、両小委員及び図書館運営小委員長を選任した。

なお、庶務関係小委員長の選任については、委員長に一任することに決定した。

自由民主党・保守党 7人、民主党・新緑風会 3人、公明党及び日本共産党各 2人、社会民主党・護憲連合 1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 9月26日及び27日

ロ、時間 自由民主党・保守党45分、民主党・新緑風会60分、公明党20分、日本共産党30分、社会民主党・護憲連合20分

ハ、人数 自由民主党・保守党及び民主党・新緑風会各 2人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各 1人

ニ、順序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党・保守党 3 公明党 4 日本共産党 5 社会民主党・護憲連合 6 民主党・新緑風会 7 自由民主党・保守党

- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、理事の補欠選任を行った。

一、会期を72日間とすることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

### ○平成12年9月26日（火）（第2回）

一、庶務関係小委員長を選任した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

### ○平成12年9月27日（水）（第3回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

### ○平成12年10月6日（金）（第4回）

○公職選挙法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

### ○平成12年10月19日（木）（第5回）

一、事務総長から議長の辞任願に関する報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

### ○平成12年11月1日（水）（第6回）

一、議員故岡利定君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員、同予備員、検察官適格審査会委員、同予備委員及び国土審議会委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、次の件について上野内閣官房副長官、上田法務政務次官、佐田郵政政務次官及び釜本労働政務次官から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、公安審査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ハ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ニ、中央労働委員会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成12年11月6日（月）（第7回）

一、健康保険法等の一部を改正する法律案及び医療法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分、社会民主党・護憲連合7分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成12年11月8日（水）（第8回）

一、少年法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分、社会民主党・護憲連合7分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、警察法の一部を改正する法律案（閣法第4号）について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分、社会民主党・護憲連合7分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成12年11月10日（金）（第9回）

一、選挙制度に関する特別委員会の設置の目的を「政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため」と改め、その名称を「政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会」と改めることに決定した。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分、社会民主党・護憲連合7分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順序 大会派順

一、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成12年11月13日（月）（第10回）

一、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分、社会民主党・護憲連合7分

ロ、人数 各派1人

ハ、順序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成12年11月14日（火）（第11回）

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第10号）賛成会派 自保、民主、公明、社民  
反対会派 共産

一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本会議における大蔵大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 11月14日

ロ、時間 民主党・新緑風会20分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分

ハ、人数 各派1人

二、順序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### ○平成12年11月17日（金）（第12回）

一、農地法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

一、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月22日（水）（第13回）

- 一、第29回オリンピック競技大会大阪招致に関する決議案（鴻池祥肇君外7名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
  - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
  - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月27日（月）（第14回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月29日（水）（第15回）

- 一、社会保障制度審議会委員の推薦について決定した。
- 一、国会法の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長藤井孝男君から趣旨説明を聴いた後、修正議決した。
  - （衆第21号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民
  - 反対会派 なし
- 一、参議院規則の一部を改正する規則案（西田吉宏君外8名発議）の委員会の審査を省略し、本日の本会議に上程することに決定した。
- 一、マンションの管理の適正化の推進に関する法律案及び原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年11月30日（木）（第16回）

- 一、小委員長の補欠選任を行った。
- 一、参議院職員倫理規程の制定に関する件について決定した。
- 一、国立国会図書館職員倫理規程の制定を承認することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成12年12月1日（金）（第17回）

- 一、次の件について渡海科学技術政務次官、河合環境政務次官、福島厚生政務次官、泉運輸政務次官、佐田郵政政務次官及び荒井自治政務次官から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
  - イ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件
  - ロ、原子力委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
  - ハ、宇宙開発委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
  - ニ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件
  - ホ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件
  - ヘ、運輸審議会委員の任命同意に関する件
  - ト、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

- チ、地方財政審議会委員の任命同意に関する件
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

## 【 図書館運営小委員会 】

○平成12年11月30日（木）（第1回）

- 国立国会図書館職員倫理規程の制定に関する件について協議決定した。

### (3) 成立議案の要旨

#### 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）

##### 【 要旨 】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて国会議員の秘書の勤勉手当の支給割合を引き下げようとするものであって、その内容は次のとおりである。

- 1 基準日が12月1日である場合の勤勉手当の支給割合を引き下げる。
- 2 本法律は、公布の日から施行する。

#### 国会法の一部を改正する法律案（衆第21号）

##### 【 要旨 】

本法律案は、中央省庁再編に伴い、現行の衆議院の21の常任委員会を17委員会に再編しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 衆議院の常任委員会について、次の17委員会に再編する。
  - (1) 内閣委員会
  - (2) 総務委員会
  - (3) 法務委員会
  - (4) 外務委員会
  - (5) 財務金融委員会
  - (6) 文部科学委員会
  - (7) 厚生労働委員会
  - (8) 農林水産委員会
  - (9) 経済産業委員会
  - (10) 国土交通委員会
  - (11) 環境委員会
  - (12) 安全保障委員会
  - (13) 国家基本政策委員会

- (14) 予算委員会
- (15) 決算行政監視委員会
- (16) 議院運営委員会
- (17) 懲罰委員会

2 この法律は、平成13年1月6日以後初めて召集される国会の召集の日から施行する。

**国会法の一部を改正する法律案委員会修正**

**【要旨】**

参議院の常任委員会について、現行の18委員会を次の17委員会に再編しようとするものである。

- (1) 内閣委員会
- (2) 総務委員会
- (3) 法務委員会
- (4) 外交防衛委員会
- (5) 財政金融委員会
- (6) 文教科科学委員会
- (7) 厚生労働委員会
- (8) 農林水産委員会
- (9) 経済産業委員会
- (10) 国土交通委員会
- (11) 環境委員会
- (12) 国家基本政策委員会
- (13) 予算委員会
- (14) 決算委員会
- (15) 行政監視委員会
- (16) 議院運営委員会
- (17) 懲罰委員会

(4) 付託議案審議表

・衆議院議員提出法律案（2件）

| 番号 | 件名                           | 提出者<br>(提出月日)                     | 予備<br>送付      | 本院<br>への<br>提出 | 参議院           |                     |                     | 衆議院       |           |                     |
|----|------------------------------|-----------------------------------|---------------|----------------|---------------|---------------------|---------------------|-----------|-----------|---------------------|
|    |                              |                                   |               |                | 委員会<br>付託     | 委員会<br>議決           | 本会議<br>議決           | 委員会<br>付託 | 委員会<br>議決 | 本会議<br>議決           |
| 10 | 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 | 議院運営委員長<br>藤井 孝男君<br>(12. 10. 31) | 12.<br>10. 31 | 12.<br>10. 31  | 12.<br>11. 10 | 12.<br>11. 14<br>可決 | 12.<br>11. 14<br>可決 | /         | /         | 12.<br>10. 31<br>可決 |
| 21 | 国会法の一部を改正する法律案               | 議院運営委員長<br>藤井 孝男君<br>(12. 11. 21) | 11. 21        | 11. 21         | 11. 27        | 11. 29<br>修正        | 11. 29<br>修正        | /         | /         | 11. 21<br>可決        |
|    |                              |                                   |               |                | 11. 29 回付     |                     |                     | 11. 30 同意 |           |                     |